



水戸市協働推進委員を公募します

** 目的 **

協働によるまちづくりの推進にあたり、より多くの市民の意見を反映させるため

* 内容

- (1)水戸市協働事業提案制度「わくわくプロジェクト」に関する審査
- (2)協働を推進するための計画に関すること など

* 委員数

2名以内とします。

* 任期

委員の任期は、委嘱の日から2年間とします。

ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の在任期間とします。



* 応募資格

- (1)市内に居住し、在学し、又は勤務する者で、委員の任期の開始日において18歳以上のものであること。ただし、次に掲げる者を除く。

ア 応募日において、本市の他の附属機関の委員に委嘱され、委嘱が予定され、又は応募している者

イ 成年被後見人、被保佐人、被補助人又は民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

オ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する団体をいう。以下同じ。)又は暴力団の構成員、暴力団の維持運営に協力若しくは関与をする者、暴力団と親密な交際をする者その他暴力団と社会的に非難される関係を有する者

- (2)その他、市長が必要と認める者であること。

* 応募方法

水戸市協働推進委員会委員応募申込書(別記様式)に必要事項を記入のうえ、応募期間内に、郵送、持参、電子メール又はファクシミリ送信により、市民生活課に申し込んでください。

申込書は、市民生活課のカウンター、各出張所及び市民センターに備え付けてあるほか、水戸市のホームページからダウンロードすることもできます。

* 応募期間

平成30年11月15日(木)～12月21日(金) ※郵送の場合は、当日消印有効。

* 報酬額

日額 7,000 円

* 委員の選考方法

- (1) 委員の選考は、市民生活課において、申込書の記載内容を審査し、面接を行い、市長の意見を聴いて決定いたします。
- (2) 選考の結果については、申込者全員に通知いたします。

* お申込み・お問合せはこちらまで *

水戸市 市民協働部 市民生活課 協働係
〒310-8610 水戸市中央1丁目4番1号
電話 029-232-9151 FAX 029-232-9238
Eメール kyodo@city.mito.lg.jp

別記様式

水戸市協働推進委員会委員応募申込書

ふりがな 氏名		男・女	生年月日	年 月 日生
住所	〒 —			勤務先
	電話番号 (— —)			
主な履歴 (所属している又はしていた団体名や社会活動の履歴等を記入してください)				
小論文 (1 応募の動機・抱負について 2 私が考える協働の姿について)				

記入欄が不足する場合は、裏面をお使いください